

物品契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額随意を除く）

整理 番号	案件名称	物品種目	納入場所	契約の相手方	契約金額（税込）	契約日	根拠法令	随意契約理由書 （随意契約理由書番号）
1	投入扉スライドゲート巻上装置 （舞洲工場）買入	019産業用 機器	舞洲工場	日立造船(株)	3,434,400	平成29年7月7日	地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号	G30
2	過熱器管用肉盛溶接管（鶴見工場） 買入	019産業用 機器	鶴見工場	日立造船(株)	6,372,000	平成29年7月12日	地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号	G30
3	灰クレーン吊下金具買入	019産業用 機器	鶴見工場	(株)福島製作所	1,501,200	平成29年8月4日	地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号	G30
4	中間火格子ブロックほか7点 （舞洲工場）買入	019産業用 機器	舞洲工場	日立造船(株)	25,909,200	平成29年8月28日	地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号	G30
5	パドルほか3点（平野工場）の買入	019産業用 機器	平野工場	本田鐵工(株)	5,616,000	平成29年9月15日	地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号	G30

随意契約理由書

1 案件名称

投入扉スライドゲート巻上装置（舞洲工場）買入

2 契約の相手方

日立造船(株)

3 随意契約理由

（1）製品指定理由

今回購入する投入扉スライドゲート巻上装置は、日立造船(株)施工による舞洲工場ごみ供給受入設備の一構成部品であって、本製品の詳細寸法、仕様、材質及び関連機構との関係は、非公開の為他社では構造を知りえず、使用部品の調達も不可能であるため、日立造船(株)製品の選定を行った。

（2）業者選定理由

本部品は日立造船(株)のみが直接販売を行っており、他社では取り扱いが出来ないため、日立造船(株)と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合 舞洲工場

(電話番号 06-6463-4153)

随意契約理由書

1 案件名称

過熱器管用肉盛溶接管（鶴見工場）買入

2 契約の相手方

日立造船株式会社

3 随意契約理由

(1) 製品選定理由

今回買入する過熱器管用肉盛溶接管は、日立造船（株）製の鶴見工場ボイラー設備の一構成部品であり、当該会社独自の技術により製作されたものである。

従って、本製品の詳細寸法及び関連機構・設計条件との関係上、他社においては製作不可能である為、日立造船（株）の製品を指定するものである。

(2) 業者選定理由

本製品は日立造船（株）が直接販売を行っており、他社では取り扱いが出来ないため、日立造船（株）と随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合

施設部 鶴見工場 （電話番号 06-6912-4700）

随意契約理由書

1 案件名称

灰クレーン吊下金具買入

2 契約の相手方

(株) 福島製作所

3 随意契約理由

(1)製品指定理由

今回購入する予定の灰クレーン吊下金具は、(株) 福島製作所の灰クレーンバケット部品であり、当該会社独自の設計技術により製作されたものである。従って、本部品の詳細寸法及び設計条件の関係上、他社においては製作不可能であるため、(株) 福島製作所製の製品を指定するものである。

(2)業者選定理由

灰クレーン吊下金具は(株) 福島製作所のみが直接販売を行っており、他社では取扱いが出来ないため。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合 鶴見工場
(電話番号 06-6912-4700)

随意契約理由書

1 案件名称

中間火格子ブロックほか7点（舞洲工場）買入

2 契約の相手方

日立造船(株)

3 随意契約理由

(1) 製品指定理由

今回買入する中間火格子ブロックほか7点は、日立造船（株）設計・施工による舞洲工場焼却炉の主要部品であり、本製品の詳細寸法、仕様、材質は非公開のため他社では知りえず、同社以外の製品を使用することは不可能である。

(2) 業者選定理由

本部品は日立造船(株)のみが直接販売を行っており、他社では取り扱いができないため、日立造船(株)と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合 舞洲工場

(電話番号 06-6463-4153)

随意契約理由書

1 案件名称

パドルほか3点（平野工場）買入

2 契約の相手方

本田鐵工（株）

3 随意契約理由

（1）製品指定理由

パドルほか3点は、本田鐵工（株）製の薬剤混練処理設備である混練機の主要構成部品であり、当該会社独自の技術により設計・製作されたものである。

したがって、本製品の詳細寸法、仕様、材質は、非公開のため他社では構造を知らず、調達も不可能であるため、本田鐵工（株）製の製品を指定するものである。

（2）業者選定理由

パドルほか3点は本田鐵工（株）のみが直接販売を行っており、他社では取り扱いができないため、本田鐵工（株）と特名随意契約するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合 平野工場
（電話番号 06-6707-3753）